

内容

- 家が壊れてしまった時、罹災証明書はどのように取ればよいのか。
- より多く補助金をもらう手立てはあるのか。
- 仮設住宅にいつまで住めるのか。
- 義援金や支援金はもらえるのか。
- 今ある住宅ローンはどうなるのか。
- 家の再築はできるのか。



上記のような問題を具体的事例に即して考えてみたいと思います。

近時、地球温暖化に伴う気候変動により、夏から秋にかけて大型台風が襲来し、日本各地に風水害を中心に大規模な災害を引き起こすことが日常化しつつあります。今までは「他人事」と思っていた災害が、いつ何時自分や家族、親族に振りかかってくるかわからない時代に入りつつあります。

このような災害が去った後、あまりの被害の大きさに一体どうやって生活再建を図ればよいのか途方にくれ、無力感に襲われて何もできないというのが実体ではないでしょうか。その結果、うつ病を発症したり、孤独死や自殺に追い込まれるといったことも珍しいことではありません。

このような苦境から脱して、皆様に**一定の生活支援の道筋をお話ししようというのが今回のテーマ**です。生活再建は行政を抜きに考えることはできません。一刻も早くかつ的確に行政を動かし、**皆さんの生活再建を実現することも弁護士の大きな役目であると考えています。**

- 講師（補助） 弁護士法人高木光春法律事務所所属

弁護士 尾畑慧

- 略歴 栃木県弁護士会所属（平成28年 弁護士登録）
災害対策委員会



主催：弁護士法人高木光春法律事務所